

下記に該当するものがありましたらお申し出ください

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診して下さい。

○ 受診をお断りする場合があります

- ① **風邪症状**が持続している方
- ② **受診時及び受診前7日間**以内に、
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、
下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害
があつた方
- ③ 下記のいずれかに合致する方のうち、**受診時に厚労省が示す待機期間内の方**
 - 1) 諸外国への渡航歴がある方
 - 2) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方(健康観察期間を含む)
- ④ **新型コロナウイルス感染後、厚労省の定める退院・療養の解除基準を満たしていない方、及びその後の健康観察期間が終了していない方**

○ 健康診断の受診延期を考慮していただく場合があります

⑤ 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配がなくなった後もしばらくの間健診結果に異常がみられる可能性があります。**入院や療養の解除基準を満たし体調が十分に回復してから受診することを推奨します。**

⑥ 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、**体調が十分に回復してから受診することを推奨します。**